

消費税の軽減税率制度に関する 説明講師の派遣について

東京国税局・税務署では、消費税の軽減税率制度について、事業者の皆様が準備を円滑に進めていただけるよう、事業者団体の集まりや勉強会などの場で制度説明を行っています。

会員の皆様が本格的な準備を始められるよう、勉強会などの機会にお時間を設けていただくよう、是非ご検討をお願いします。

説明講師の派遣を希望される場合には、以下のお問合せ先までご連絡ください。

【お問合せ先】

消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

専用ダイヤル

0570-030-456

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

※ 軽減コールセンターでは、軽減税率制度に関する一般的なご相談も受け付けております。



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について

- 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。**
- レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。**

中小企業庁では、複数税率対応レジの導入等に係る補助金制度（事業者支援措置）の説明が必要な場合に、講師派遣事業等実施事務局から講師派遣を行う制度を設けています。

手続などの詳細については、講師派遣事業のホームページ「<http://keigen-zei.jp/>」をご覧ください。

軽減税率制度に関する情報



東京国税局 課税第二部 消費税課 軽減税率制度係
電話番号：03-3542-2111（内線 3094、3095）
FAX番号：03-5148-1580
メールアドレス：keigen@tok.nta.go.jp